

株主各位

東京都板橋区清水町36番1号
共立印刷株式会社
代表取締役社長 倉持 孝

第35期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第35期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合には、書面または電磁的方法（インターネット）によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討いただき、平成27年6月25日（木曜日）午後6時までには到着するよう同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、折り返しご送付くださるか、またはインターネットウェブサイト（<http://www.evote.jp/>）より議決権をご行使くださるようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成27年6月26日（金曜日）午前10時（受付開始 午前9時）
2. 場 所 東京都新宿区西新宿六丁目6番2号
ヒルトン東京 3階 「大和」の間
3. 目的事項
報告事項
 1. 第35期（平成26年4月1日から平成27年3月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第35期（平成26年4月1日から平成27年3月31日まで）計算書類の内容報告の件

決 議 事 項

- 第1号議案 定款一部変更の件
- 第2号議案 取締役5名選任の件
- 第3号議案 補欠監査役1名選任の件

4. 議決権行使についてのご案内

（次頁「インターネットによる議決権行使のご案内」をご参照ください。）

以 上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付へご提出くださいますようお願い申し上げます。

◎株主総会参考書類ならびに事業報告、計算書類および連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（<http://www.kyoritsu-printing.co.jp/>）に掲載させていただきます。

インターネットによる議決権行使のご案内

インターネットにより議決権を行使される場合は、下記事項をご確認のうえ、行使していただきますようお願い申し上げます。

記

1. 議決権行使サイトについて

- (1) インターネットによる議決権行使は、パソコン、スマートフォンまたは携帯電話（iモード、EZweb、Yahoo!ケータイ）※から、当社の指定する議決権行使サイト（<http://www.evote.jp/>）にアクセスしていただくことによるのみ実施可能です。（ただし、毎日午前2時から午前5時までは取り扱いを休止します。）
※「iモード」は株式会社NTTドコモ、「EZweb」はKDDI株式会社、「Yahoo!」は米国Yahoo! Inc.の商標または登録商標です。
- (2) パソコンまたはスマートフォンによる議決権行使は、インターネット接続にファイアーウォール等を使用されている場合、アンチウイルスソフトを設定されている場合、proxyサーバーをご利用の場合等、株主様のインターネット利用環境によっては、ご利用できない場合もございます。
- (3) 携帯電話による議決権行使は、iモード、EZweb、Yahoo!ケータイのいずれかのサービスをご利用ください。また、セキュリティ確保のため、暗号化通信（SSL通信）および携帯電話情報の送信が不可能な機種には対応しておりません。
- (4) インターネットによる議決権行使は、平成27年6月25日（木曜日）の午後6時まで受け付けいたしますが、お早めに行使していただき、ご不明な点等がございましたらヘルプデスクへお問い合わせください。

2. インターネットによる議決権行使方法について

- (1) 議決権行使サイト（<http://www.evote.jp/>）において、議決権行使書用紙に記載された「ログインID」および「仮パスワード」をご利用いただき、画面の案内に従って賛否をご入力ください。
- (2) 株主様以外の第三者による不正アクセス（“なりすまし”）や議決権行使内容の改ざんを防止するため、ご利用の株主様には、議決権行使サイト上で「仮パスワード」の変更をお願いすることになりますのでご了承ください。
- (3) 株主総会の招集の都度、新しい「ログインID」および「仮パスワード」をご通知いたします。

3. 複数回にわたり行使された場合の議決権の取り扱いについて

- (1) 郵送とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効として取り扱わせていただきますのでご了承ください。
- (2) インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。また、パソコン、スマートフォンと携帯電話で重複して議決権を行使された場合も、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。

4. 議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用について

議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用（インターネット接続料金等）は、株主様のご負担となります。また、携帯電話等をご利用の場合は、パケット通信料・その他携帯電話等利用による料金が必要になりますが、これらの料金も株主様のご負担となります。

以 上

システム等に関するお問い合わせ

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部（ヘルプデスク）

・電話 0120-173-027（受付時間 9：00～21：00、通話料無料）

(添付書類)

事業報告

(平成26年4月1日から平成27年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度における我が国経済は、為替相場が円安基調にあり輸入原料が高騰するなか、消費税率引き上げもあり、景気のもたつき感が見受けられましたものの、企業収益には改善の動きがあり、個人消費も底堅く推移しております。

こうした環境のなか当印刷業界におきましては、円安相場の影響を受けて原材料や燃料費といった製造原価が高騰するなか、電子商取引の普及によりネット広告が増加しており、依然として厳しい経営環境が続いております。

こうした状況下にあって、当社グループは、オフセット輪転印刷を中心に、新たな事業領域として圧着ハガキや封入封緘によるダイレクトメール印刷に加え、店頭POPのバリエーション印刷などに取り組むことで、多様化する印刷ニーズに対応し収益の確保に努めております。また、子会社の業績は堅調に推移しており、連結業績に寄与しております。

これらの結果、当連結会計年度の業績は、売上高429億9千万円（前期比3.4%増加）、営業利益21億8千3百万円（前期比13.9%増加）、経常利益19億4千7百万円（前期比14.1%増加）、当期純利益11億5千6百万円（前期比11.8%増加）となり、4期連続の増収・増益となりました。

次期につきましても、引き続き受注競争の激化による受注単価下落や製造原価の高騰が見込まれますが、設備の更新による生産性の向上やコストの削減を図るとともに、付加価値の高い印刷物の社内生産に取り組むことで受注拡大と利益の確保に取り組んでまいります。

売上高の製品種類別の状況は次のとおりであります。

(単位：千円)

| 種類別 | 第34期 | | (当連結会計年度) 第35期 | | 前期比 |
|------|------------|-------|-------------------|-------|------|
| | 売上高 | 構成比 | 売上高 | 構成比 | |
| 商業印刷 | 28,268,689 | 68.0 | 30,657,518 | 71.3 | 8.5 |
| 出版印刷 | 12,171,922 | 29.3 | 11,169,125 | 26.0 | △8.2 |
| その他 | 1,132,286 | 2.7 | 1,163,652 | 2.7 | 2.8 |
| 合計 | 41,572,897 | 100.0 | 42,990,296 | 100.0 | 3.4 |

[商業印刷]

商業印刷につきましては、一部の通販カタログや折込チラシに受注量の減少はありましたものの、流通チラシの受注額が増加したことやギフト用の商品カタログを新規に受注したこと等により、売上高は23億8千8百万円増加し、306億5千7百万円（前期比8.5%増加）となりました。

[出版印刷]

出版印刷につきましては、フリーマガジンの受注量増加はありましたものの、書籍や雑誌類の受注が大きく減少したこと等により、売上高は10億2百万円減少し、111億6千9百万円（前期比8.2%減少）となりました。

[その他]

その他売上につきましては、子会社の商品卸業の売上高が増加したこと等により、売上高は11億6千3百万円（前期比2.8%増加）となりました。

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度中において実施いたしました設備投資額は5億7百万円であり、その主なものは、印刷・製本機械設備の更新投資であります。

(3) 資金調達の状況

該当する事項はありません。

(4) 他会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況

該当する事項はありません。

(5) 対処すべき課題

印刷業界を取り巻く環境は、電子商取引をはじめネット媒体が普及するなか、人口の減少などもあり厳しい経営環境にあります。商業印刷では、新聞発行部数が減少することで折込チラシも減少傾向にあり、出版印刷では、雑誌市場が縮小基調にあります。

また同業他社との激しい受注競争により受注単価の下落が続くなか、製造原価におきましても、為替相場が円安基調にあることから資材の調達コストが膨らむなど収益の確保が難しい局面にあります。

そのような中、当社といたしましては、オフセット輪転印刷を中心に生産性の向上やコストの削減を図るとともに、圧着ハガキや封入封緘によるダイレクトメール印刷に加え、店頭POPのバリエーション印刷など付加価値の高い印刷物の生産に取り組むことで受注量の増加に努めております。

(6) 財産及び損益の状況の推移

| 区 分 | 期 別 | | | |
|------------|--------------------|--------------------|--------------------|---------------------------------|
| | 第32期 (平成24年3月期) | 第33期 (平成25年3月期) | 第34期 (平成26年3月期) | (当連結会計年度 第35期 (平成27年3月期)) |
| 売上高(千円) | 35,315,311 | 35,574,517 | 41,572,897 | 42,990,296 |
| 当期純利益(千円) | 824,206 | 918,365 | 1,034,070 | 1,156,438 |
| 1株当たり当期純利益 | 19円80銭 | 22円06銭 | 22円29銭 | 23円78銭 |
| 総資産(千円) | 33,817,629 | 33,543,808 | 39,631,430 | 41,524,305 |
| 純資産(千円) | 11,104,109 | 11,807,754 | 14,066,762 | 14,882,646 |

(注1) 1株当たり当期純利益は、自己株式を控除した期中平均発行株式総数に基づき算出しております。

(注2) 第34期における増資の内訳は、平成25年7月23日付で6,000,000株を公募増資にて、平成25年8月21日付で1,000,000株を第三者割当増資にて行ったものであります。

(7) 重要な子会社の状況

| 会 社 名 | 資本金(千円) | 当社の出資比率 | 主要な事業内容 |
|------------------|---------|---------|--------------|
| 株 式 会 社 S I C | 280,400 | 100.0% | 広告の企画、制作業 |
| 株 式 会 社 暁 印 刷 | 100,000 | 100.0% | 印刷業 |
| 株式会社 共立製本マーケティング | 497,000 | 100.0% | 不動産賃貸業及び製本営業 |

(8) 主要な事業内容

当社は、印刷を核としながら制作・プリプレス、製本・加工、配送までの一貫した総合印刷事業を行っております。

主要な製品は次のとおりであります。

| 種 類 別 | 主 要 製 品 |
|---------|-------------------------------|
| 商 業 印 刷 | カタログ、パンフレット、チラシ、POP、ダイレクトメール等 |
| 出 版 印 刷 | 定期物、不定期物、雑誌等 |

(9) 主要な営業所及び工場

① 当社

| | |
|--------|-----------|
| 本社 | 東京都板橋区 |
| 営業所 | |
| 札幌営業所 | 北海道札幌市北区 |
| 名古屋営業所 | 愛知県名古屋市東区 |
| 大阪営業所 | 大阪府大阪市西区 |
| 高松営業所 | 香川県高松市 |
| 生産拠点 | |
| 本庄第1工場 | 埼玉県本庄市 |
| 本庄第2工場 | 埼玉県本庄市 |
| 本庄第3工場 | 埼玉県本庄市 |
| 製本第1工場 | 埼玉県児玉郡上里町 |
| 製本第2工場 | 埼玉県本庄市 |
| 製本第3工場 | 埼玉県児玉郡上里町 |
| 製本第4工場 | 埼玉県児玉郡上里町 |

② 子会社

| | |
|-----------------|--------|
| (株) S I C | 東京都新宿区 |
| (株) 暁印刷 | 東京都文京区 |
| (株) 共立製本マーケティング | 東京都板橋区 |

(10) 従業員の状況

| 従業員数 | 前連結会計年度末比増減 | 平均年齢 | 平均勤続年数 |
|------|-------------|--------|--------|
| 706名 | 6名増 | 37歳3ヶ月 | 10年4ヶ月 |

(11) 主要な借入先

| 借 入 先 | 借 入 残 高 |
|---------------------------|--------------|
| 株 式 会 社 み ず ほ 銀 行 | 2,252,500 千円 |
| 株 式 会 社 商 工 組 合 中 央 金 庫 | 1,621,751 千円 |
| 株 式 会 社 日 本 政 策 投 資 銀 行 | 1,079,901 千円 |
| 株 式 会 社 三 菱 東 京 U F J 銀 行 | 1,225,000 千円 |
| 株 式 会 社 り そ な 銀 行 | 1,491,528 千円 |
| 三 井 住 友 信 託 銀 行 株 式 会 社 | 477,500 千円 |
| 株 式 会 社 常 陽 銀 行 | 422,500 千円 |

2. 会社の株式に関する事項

- ① 発行済株式の総数 48,630,000株
(うち、自己株式の数 149株)
- ② 株主数 9,427名
- ③ 大株主(上位12名)

| 株 主 名 | 持株数 | 持株比率 |
|-------------------------------|-----------|-------|
| | 株 | % |
| 株 式 会 社 ウ エ ル | 6,279,200 | 12.91 |
| 東 京 イ ン キ 株 式 会 社 | 2,190,000 | 4.50 |
| 株 式 会 社 小 森 コ ー ポ レ ー シ ョ ン | 2,030,000 | 4.17 |
| 共 栄 会 | 1,614,500 | 3.32 |
| 野 田 勝 憲 | 1,482,600 | 3.05 |
| 井 奥 貞 雄 | 1,160,000 | 2.39 |
| 日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口) | 1,151,000 | 2.37 |
| 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口) | 1,142,200 | 2.35 |
| 株 式 会 社 桂 紙 業 | 1,060,000 | 2.18 |
| サ カ タ イ ン ク ス 株 式 会 社 | 1,000,000 | 2.06 |
| 株 式 会 社 プ ロ ト コ ー ポ レ ー シ ョ ン | 1,000,000 | 2.06 |
| 株 式 会 社 ベ ル ー ナ | 1,000,000 | 2.06 |

(注) 持株比率は、自己株式(149株)を控除して計算しております。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

(1) 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権等の状況
平成26年7月14日開催の取締役会決議による新株予約権

- ① 新株予約権の払込金額 1個につき17,200円
- ② 新株予約権の行使価額 1個につき100円
- ③ 新株予約権の行使条件
 - i 新株予約権の割当てを受けた者は、当社の取締役の地位を喪失した日の翌日から10日間に限り、新株予約権を行使できるものとする。
 - ii その他の権利行使の条件については、新株予約権割当契約書に定めるところによる。
- ④ 新株予約権の行使期間 平成26年7月31日から平成56年7月30日まで
- ⑤ 当社役員保有状況

| | 新株予約権の数 | 目的となる株式の種類及び数 | 保有者数 |
|-----|---------|---------------|------|
| 取締役 | 900個 | 普通株式90,000株 | 4人 |

(2) 当事業年度中に職務執行の対価として当社使用人等に交付した新株予約権等の状況

平成26年7月14日開催の取締役会決議による新株予約権

- ① 新株予約権の払込金額 払込を要しない
- ② 新株予約権の行使価額 1個につき29,200円
- ③ 新株予約権の行使条件
 - i 新株予約権の割当てを受けた者は、権利行使時においても、当社または当社子会社の取締役または従業員の地位にあることを要する。
 - ii 新株予約権の割当てを受けた者が死亡した場合は、相続人はこれを行使できないものとする。
 - iii その他の権利行使の条件については、新株予約権割当契約書に定めるところによる。
- ④ 新株予約権の行使期間 平成28年7月31日から平成30年7月30日
- ⑤ 当社使用人等への交付状況

| | 新株予約権の数 | 目的となる株式の種類及び数 | 交付者数 |
|-------|---------|---------------|------|
| 当社使用人 | 1,989個 | 普通株式198,900株 | 39人 |

(3) その他新株予約権等に関する重要な事項
該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項（平成27年3月31日現在）

(1) 取締役及び監査役の氏名等

| 地 位 | 氏 名 | 担当及び重要な兼職の状況 |
|-----------|---------|--|
| 代表取締役会長 | 野 田 勝 憲 | 最高経営責任者（CEO） 株式会社共立製本マーケティング取締役 株式会社ウエル代表取締役社長 |
| 代表取締役社長 | 倉 持 孝 | 最高執行責任者（COO） 株式会社SIC取締役会長 株式会社暁印刷取締役会長 株式会社共立製本マーケティング代表取締役社長 |
| 取 締 役 | 中 井 哲 雄 | 株式会社SIC代表取締役社長 |
| 取 締 役 | 佐 藤 尚 哉 | 管理本部長 株式会社SIC取締役 株式会社暁印刷取締役 株式会社共立製本マーケティング取締役 |
| 常 勤 監 査 役 | 川 尻 建 三 | |
| 監 査 役 | 窪 川 秀 一 | 四谷パートナーズ会計事務所代表パートナー 株式会社ばど社外監査役 公認会計士・税理士 |
| 監 査 役 | 木 村 純 | |

- (注1) 常勤監査役川尻建三氏及び監査役窪川秀一氏は、社外監査役であります。
- (注2) 監査役窪川秀一氏は、公認会計士及び税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
- (注3) 監査役窪川秀一氏につきましては、株式会社東京証券取引所に対し、独立役員として届け出ております。
- (注4) 当社は、適切なコーポレート・ガバナンス体制構築を目的として、社外取締役を置くことを検討しておりましたが、その選任議案を株主総会に提案するには至っておりませんでした。本定時株主総会において、株主総会参考書類に記載の通り、社外取締役の選任を提案しております。

(2) 取締役及び監査役の報酬等の額 役員の報酬等の総額

| 区 分 | 人 数 | 報酬等の額 | 摘 要 |
|-------|-----|-----------|---------------|
| 取 締 役 | 4人 | 173,704千円 | |
| 監 査 役 | 3人 | 15,700千円 | 社外 2名 7,200千円 |
| 計 | 7人 | 189,404千円 | |

- (注1) 取締役の報酬限度額は、平成13年6月27日開催の株主総会の決議において年額500,000千円、監査役の報酬限度額は、平成13年6月27日開催の株主総会の決議において年額100,000千円となっております。
- (注2) 報酬等の額には、取締役が付与された新株予約権によるストックオプション報酬額15,480千円を含んでおります。
- (注3) 上記のほか、連結子会社であります株式会社SICに兼職している取締役1名に対して、同社より17,445千円の報酬を支給しております。

(3) 社外役員（監査役）に関する事項

① 他の法人等の役員との兼任状況

| 氏名 | 兼任先 | 兼任の内容 |
|-------|-------------------------|------------------|
| 窪川 秀一 | 四谷パートナーズ会計事務所 株式会社ばど | 代表パートナー 社外監査役 |

② 当該事業年度における主な活動状況

取締役会及び監査役会への出席状況及び発言状況

常勤監査役川尻建三氏は、当期の取締役会開催12回中12回、監査役会開催12回中12回出席し、必要に応じ製造会社の役員としての経験に基づき、適宜発言をしております。

監査役窪川秀一氏は、当期の取締役会開催12回中10回、監査役会開催12回中11回出席し、必要に応じ公認会計士及び税理士としての経験及び専門的見地から適宜発言をしております。

③ 責任限定契約の内容の概要

当社は、定款において、社外監査役の責任限定契約に関する規定を設けておりますが、社外監査役である川尻建三氏及び窪川秀一氏との間で責任限定契約を締結しておりません。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

三優監査法人

(2) 会計監査人の報酬等の額

| | 支払額 |
|---------------------------------------|----------|
| 当該事業年度に係る会計監査人の報酬等の額 | 28,500千円 |
| 当社及び当社子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | — |

(注) 当社と会計監査人との監査契約において会社法に基づく監査と金融商品取引法上の監査に対する報酬等の額を明確に区分しておりませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

(3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社では、監査役会が、会社法第340条第1項各号に該当すると判断したときは、会計監査人を解任する方針です。また、会計監査人の継続監査年数などを勘案し、再任・不再任の決定を行う方針です。

6. 会社の体制及び方針

(1) 業務の適正を確保するための体制等の整備についての決議の内容の概要

当社は、平成18年5月15日の取締役会において「内部統制システム構築の基本方針」を決議しており、その後の整備状況を踏まえ、平成20年3月17日の取締役会決議において改訂しております。

つきましては、その決議の全文を記載します。

当社は、会社法及び会社法施行規則に基づき、以下のとおり、内部統制システム構築の基本方針を定める。

1. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 法令等遵守の重要性に鑑み、「コンプライアンス基本方針」の周知徹底に努める。
- ② 法令及び当社の規模・業務を踏まえた取締役会付議・報告基準を整備し、当該付議・報告基準に則り会社の業務執行を決定する。
- ③ 代表取締役及び業務統括取締役は、社内規程に則り取締役会から委任された会社の業務執行の決定を行うとともに、上記取締役会の決定及び社内規程に基づき業務を執行する。
- ④ 全役職員に対して、法令等に関する知識の習得及び遵守の徹底を図るため、研修を実施する。
- ⑤ 法令上疑義のある行為について、従業員が直接相談・情報提供できる公益通報窓口（社員ホットライン）を有効活用し、法令定款違反行為の未然防止に努める。
- ⑥ 「財務報告基本方針」の着実な運用を図ることにより、財務報告の信頼性を確保しうる体制の整備運用に努める。
- ⑦ 市民社会の一員として、反社会的勢力に対して組織全体として毅然たる態度で対応し、反社会的勢力とは取引関係その他一切関係を持たない社内体制を構築する。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に対する体制

- ① 文書管理規程を定め、総務部が株主総会議事録、取締役会議事録等取締役の職務執行に係る文書を一括・集中して保存・管理する。
- ② 総務部は、取締役、監査役及び会計監査人等が必要に応じ適宜閲覧、謄写できるように管理する。
- ③ 上記文書の保存・管理状況については、監査役の監査を受ける。

8. 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制
 - ① 全役職員は、監査役に対して、定款及び法令に違反する事実、会社に著しい損害を与えるおそれのある事実を発見したときには、当該事実を直ちに報告する。
 - ② 全役職員は、監査役から担当する業務の執行状況について報告を求められたときには、速やかに報告する。
9. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
 - ① 監査役は、必要のつど代表取締役と会合を持ち、監査上の重要課題等について意見交換を行う。
 - ② 監査役は、内部監査室の実施する内部監査に係る年次計画について事前の説明を受け、意見を述べるができることに加え、内部監査の実施状況について定期的に報告を受けるものとする。
 - ③ 監査役は、監査法人の取締役からの独立性の確保に留意するとともに、適宜会合を持ち意見及び情報交換を行い、連携を強化する。

(2) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、将来の事業展開と経営体質強化のために必要な内部留保を確保しつつ、株主重視の観点で安定的な配当を行うことを基本方針としております。

当期の剰余金の配当につきましては、上記の基本方針を踏まえ、中間配当及び期末配当につきまして、次のとおり実施又は実施する予定です。

1. 中間配当

- ① 配当財産の種類
金銭
- ② 配当財産の割当に関する事項及びその総額
当社普通株式1株につき金5円50銭
配当総額267,464,181円
- ③ 剰余金の配当が効力を生じる日
平成26年12月5日

2. 期末配当

当期の計算書類について法令の要件を満たすことを確認した後、平成27年5月12日開催の取締役会において次のとおり決議しました。

- ① 配当財産の種類
金銭
- ② 配当財産の割当に関する事項及びその総額
当社普通株式1株につき金5円50銭
配当総額267,464,181円
- ③ 剰余金の配当が効力を生じる日
平成27年6月10日

連結貸借対照表

(平成27年3月31日現在)

(単位：千円)

| 科 目 | 金 額 | 科 目 | 金 額 |
|-----------------|-------------------|------------------|-------------------|
| 資産の部 | | 負債の部 | |
| 流動資産 | 19,732,356 | 流動負債 | 14,929,705 |
| 現金及び預金 | 9,534,258 | 支払手形及び買掛金 | 8,932,135 |
| 受取手形及び売掛金 | 8,853,049 | 1年内返済予定の長期借入金 | 3,400,724 |
| たな卸資産 | 1,093,753 | リース債務 | 761,536 |
| 繰延税金資産 | 209,252 | 未払法人税等 | 324,399 |
| その他 | 143,821 | 賞与引当金 | 314,162 |
| 貸倒引当金 | △101,778 | その他 | 1,196,746 |
| 固定資産 | 21,785,552 | 固定負債 | 11,711,953 |
| 有形固定資産 | 17,678,222 | 長期借入金 | 6,519,266 |
| 建物及び構築物 | 5,784,940 | リース債務 | 4,524,735 |
| 機械装置及び運搬具 | 1,392,592 | 退職給付に係る負債 | 639,691 |
| 工具、器具及び備品 | 177,561 | その他 | 28,261 |
| 土地 | 5,498,386 | | |
| リース資産 | 4,824,741 | 負債合計 | 26,641,659 |
| 無形固定資産 | 1,812,135 | 純資産の部 | |
| のれん | 1,732,622 | 株主資本 | 14,292,397 |
| その他 | 79,513 | 資本金 | 3,335,810 |
| 投資その他の資産 | 2,295,194 | 資本剰余金 | 3,329,940 |
| 投資有価証券 | 1,362,339 | 利益剰余金 | 7,626,675 |
| 繰延税金資産 | 65,000 | 自己株式 | △27 |
| その他 | 1,079,131 | その他の包括利益累計額 | 570,070 |
| 貸倒引当金 | △211,277 | その他有価証券 評価差額金 | 603,310 |
| 繰延資産 | 6,396 | 退職給付に係る調整累計額 | △33,240 |
| 株式交付費 | 6,396 | 新株予約権 | 20,178 |
| 資産合計 | 41,524,305 | 純資産合計 | 14,882,646 |
| | | 負債純資産合計 | 41,524,305 |

連結損益計算書

(平成26年4月1日から平成27年3月31日まで)

(単位：千円)

| 科 目 | 金 額 | |
|-----------------------------|---------|------------|
| 売 上 高 | | 42,990,296 |
| 売 上 原 価 | | 37,157,790 |
| 売 上 総 利 益 | | 5,832,505 |
| 販売費及び一般管理費 | | 3,649,143 |
| 営 業 利 益 | | 2,183,361 |
| 営 業 外 収 益 | | |
| 受 取 配 当 金 | 29,932 | |
| そ の 他 | 12,975 | 42,907 |
| 営 業 外 費 用 | | |
| 支 払 利 息 | 268,619 | |
| そ の 他 | 9,815 | 278,434 |
| 経 常 利 益 | | 1,947,834 |
| 特 別 利 益 | | |
| 固 定 資 産 売 却 益 | 1,304 | |
| 投 資 有 価 証 券 売 却 益 | 14,737 | 16,041 |
| 特 別 損 失 | | |
| 固 定 資 産 除 却 損 | 10,363 | |
| 投 資 有 価 証 券 評 価 損 | 31,856 | |
| 訴 訟 和 解 金 | 44,100 | 86,321 |
| 税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益 | | 1,877,555 |
| 法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税 | 654,968 | |
| 法 人 税 等 調 整 額 | 66,148 | 721,116 |
| 少 数 株 主 損 益 調 整 前 当 期 純 利 益 | | 1,156,438 |
| 当 期 純 利 益 | | 1,156,438 |

連結株主資本等変動計算書

(平成26年4月1日から平成27年3月31日まで)

(単位：千円)

| | 株 主 資 本 | | | | |
|-------------------------|-----------|-----------|-----------|---------|------------|
| | 資 本 金 | 資本剰余金 | 利益剰余金 | 自 己 株 式 | 株主資本合計 |
| 当 期 首 残 高 | 3,335,810 | 3,329,940 | 6,948,547 | △27 | 13,614,269 |
| 会計方針の変更による累積的影響額 | | | 56,617 | | 56,617 |
| 会計方針の変更を反映した当期首残高 | 3,335,810 | 3,329,940 | 7,005,164 | △27 | 13,670,886 |
| 当 期 変 動 額 | | | | | |
| 剰 余 金 の 配 当 | | | △534,928 | | △534,928 |
| 当 期 純 利 益 | | | 1,156,438 | | 1,156,438 |
| 株主資本以外の項目の 当期変動額（純額） | | | | | |
| 当 期 変 動 額 合 計 | — | — | 621,510 | — | 621,510 |
| 当 期 末 残 高 | 3,335,810 | 3,329,940 | 7,626,675 | △27 | 14,292,397 |

| | その他の包括利益累計額 | | | 新株予約権 | 純資産合計 |
|-------------------------|--------------|--------------|---------------|--------|------------|
| | その他有価証券評価差額金 | 退職給付に係る調整累計額 | その他の包括利益累計額合計 | | |
| 当 期 首 残 高 | 470,332 | △17,839 | 452,493 | — | 14,066,762 |
| 会計方針の変更による累積的影響額 | | | | | 56,617 |
| 会計方針の変更を反映した当期首残高 | 470,332 | △17,839 | 452,493 | — | 14,123,380 |
| 当 期 変 動 額 | | | | | |
| 剰 余 金 の 配 当 | | | | | △534,928 |
| 当 期 純 利 益 | | | | | 1,156,438 |
| 株主資本以外の項目の 当期変動額（純額） | 132,978 | △15,401 | 117,577 | 20,178 | 137,755 |
| 当 期 変 動 額 合 計 | 132,978 | △15,401 | 117,577 | 20,178 | 759,266 |
| 当 期 末 残 高 | 603,310 | △33,240 | 570,070 | 20,178 | 14,882,646 |

連結注記表

1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数及び主要な連結子会社の名称

連結子会社の数 3社

連結子会社の名称 株式会社S I C

株式会社暁印刷

株式会社共立製本マーケティング

(2) 主要な非連結子会社の名称等

非連結子会社はありません。

2. 持分法の適用に関する事項

持分法を適用した非連結子会社及び関連会社はありません。

3. 会計処理基準に関する事項

(1) 資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券 時価のあるもの … 期末日の市場価格等に基づく
時価法

(評価差額は全部純資産直入法
により処理し、売却原価は移
動平均法により算定)

時価のないもの … 移動平均法に基づく原価法

② たな卸資産の評価基準及び評価方法

通常の販売目的で保有するたな卸資産

評価基準は原価法（収益性の低下により簿価切下げの方法）によっており
ます。

商 品 … 最終仕入原価法

製品・仕掛品 … 個別法

原 材 料 … 移動平均法

貯 蔵 品 … 最終仕入原価法

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産 … 主に定額法

(リース資産を除く)

なお、耐用年数及び残存価額については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

また、平成19年3月31日以前に取得したものについては、償却可能限度額まで償却が終了した翌年から5年間で均等償却する方法によっております。

② 無形固定資産 … 定額法

(リース資産を除く)

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における見込利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

③ リース資産

… 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとして算定する定額法によっております。

なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年3月31日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

(3) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

… 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率による計算額を、貸倒懸念債権等については個別に回収可能性を検討して回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

… 従業員賞与の支給に備えて、当連結会計年度の負担する支給見込額を計上しております。

(4) のれんの償却方法及び償却期間

15年以内の定額法により償却しております。

(5) その他連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項

①繰延資産の処理方法

株式交付費

定額法を採用しております。

償却年数 3年

②消費税等の会計処理

税抜方式によっております。

③退職給付に係る会計処理の方法

・退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

・数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異については、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(5年)による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理しております。

2. 会計方針の変更

「退職給付に関する会計基準」(企業会計基準第26号 平成24年5月17日。以下「退職給付会計基準」という。)及び「退職給付に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第25号 平成27年3月26日。以下「退職給付適用指針」という。)を、退職給付会計基準第35項本文及び退職給付適用指針第67項本文に掲げられた定めについて当連結会計年度より適用し、退職給付債務及び勤務費用の計算方法を見直し、退職給付見込額の期間帰属方法を期間定額基準から給付算定式基準へ変更、割引率の決定方法を割引率決定の基礎となる債券の期間について従業員の平均残存勤務期間に近似した年数を基礎に決定する方法から退職給付の支払見込期間及び支払見込期間ごとの金額を反映した単一の加重平均割引率を使用する方法へ変更いたしました。

退職給付会計基準等の適用については、退職給付会計基準第37項に定める経過的な取扱いに従っており、当連結会計年度の期首において、退職給付債務及び勤務費用の計算方法の変更に伴う影響額を利益剰余金に加減しております。

この結果、当連結会計年度の期首の退職給付に係る負債が87,970千円減少し、利益剰余金が56,617千円増加しております。また、当連結会計年度の営業利益、経常利益及び税金等調整前当期純利益への影響は軽微であります。

なお、1株当たり情報に与える影響は当該箇所に記載しております。

3. 連結貸借対照表に関する注記

1. たな卸資産の内訳

| | |
|----------|-----------|
| 商品及び製品 | 447,896千円 |
| 仕掛品 | 416,727千円 |
| 原材料及び貯蔵品 | 229,129千円 |

2. 担保に供している資産及び担保に係る債務

(1) 担保に供している資産

| | | |
|-----------|-------------|----------------|
| 建物及び構築物 | 2,958,813千円 | (2,353,697千円) |
| 機械装置及び運搬具 | 1,011千円 | (1,011千円) |
| 土地 | 3,746,076千円 | (3,214,092千円) |
| 計 | 6,705,901千円 | (5,568,801千円) |

(2) 担保に係る債務

| | | |
|---------------|-------------|----------------|
| 1年内返済予定の長期借入金 | 2,209,436千円 | (1,252,224千円) |
| 長期借入金 | 4,097,243千円 | (2,842,927千円) |
| 計 | 6,306,679千円 | (4,095,151千円) |

上記のうち () 内書は工場財団抵当並びに当該債務を示しております。

3. 資産に係る減価償却累計額

| | |
|----------------|--------------|
| 有形固定資産の減価償却累計額 | 15,018,733千円 |
|----------------|--------------|

4. 連結損益計算書に関する注記

訴訟和解金は、ムリムペーパー株式会社及びムリムP&P Co., Ltd. から提起を受け、係争中でありました損害賠償請求訴訟の和解金であります。

5. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

1. 当連結会計年度末の発行済株式の種類及び総数

普通 株 式

48,630,000株

2. 自己株式に関する事項

普通 株 式

149株

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

| 決議 | 株式の種類 | 配当金の総額 (千円) | 1株当たり 配当額 (円) | 基準日 | 効力発生日 |
|---------------------|----------|----------------|---------------------|------------|------------|
| 平成26年5月12日 取締役会 | 普通 株式 | 267,464 | 5.50 | 平成26年3月31日 | 平成26年6月11日 |
| 平成26年10月31日 取締役会 | 普通 株式 | 267,464 | 5.50 | 平成26年9月30日 | 平成26年12月5日 |
| 計 | | 534,928 | | | |

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの

| 決議 | 株式の種類 | 配当の 原資 | 配当金の 総額 (千円) | 1株当たり 配当額 (円) | 基準日 | 効力発生日 |
|--------------------|----------|-----------|--------------------|---------------------|------------|------------|
| 平成27年5月12日 取締役会 | 普通 株式 | 利益 剰余金 | 267,464 | 5.50 | 平成27年3月31日 | 平成27年6月10日 |

4. 当連結会計年度の末日における当社が発行している新株予約権の目的となる株式の種類及び数

普通 株 式

90,000株

(注1) 権利行使期間の初日が到来していないものを除いております。

(注2) 目的となる株式の数は、新株予約権が権利行使されたものと仮定した場合における株式数を記載しております。

6. 税効果会計に関する注記

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

| | |
|--------------|------------|
| 繰延税金資産 | |
| 退職給付に係る負債 | 206,876千円 |
| 賞与引当金 | 104,801千円 |
| 貸倒引当金 | 103,062千円 |
| 未払費用 | 20,787千円 |
| 投資有価証券評価損 | 88,519千円 |
| ゴルフ会員権評価損 | 10,930千円 |
| 未払事業税等 | 25,500千円 |
| 固定資産除却損 | 957千円 |
| 繰越欠損金 | 20,208千円 |
| その他 | 19,509千円 |
| 繰延税金資産小計 | 601,155千円 |
| 評価性引当額 | △113,500千円 |
| 繰延税金資産合計 | 487,654千円 |
| 繰延税金負債 | |
| その他有価証券評価差額金 | △213,401千円 |
| 繰延税金負債合計 | △213,401千円 |
| 繰延税金資産純額 | 274,252千円 |

2. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」及び「地方税法等の一部を改正する法律」が平成27年3月31日に公布されたことに伴い、当連結会計年度の繰延税金資産及び繰延税金負債の計算（ただし、平成27年4月1日以降解消されるものに限る）に使用した法定実効税率は、前連結会計年度の35.6%から、回収又は支払が見込まれる期間が平成27年4月1日から平成28年3月31日までのものは33.1%、平成28年4月1日以降のものについては32.3%にそれぞれ変更されております。

その結果、繰延税金資産の金額（繰延税金負債を控除した金額）が19,073千円減少し、当連結会計年度に計上された法人税等調整額が40,848千円、その他有価証券評価差額金が21,775千円それぞれ増加しております。

7. リースにより使用する固定資産に関する注記

連結貸借対照表に計上した固定資産のほか、事務機器、製造設備等の一部については所有権移転外ファイナンス・リース契約（平成20年3月31日契約まで）により使用しております。

8. 金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、主に総合印刷事業を行うための設備投資計画に照らして、必要な資金（主に銀行借入）を調達しております。

一時的な余資は安全性の高い金融資産で運用し、また、短期的な運転資金を銀行借入により調達しております。

デリバティブは、後述するリスクを回避するために利用し、投機的な取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。投資有価証券は、主に取引先企業との業務等に関連する株式であり、市場価格の変動リスクに晒されております。

営業債務である支払手形及び買掛金は、1年以内の支払期日であります。

借入金及びファイナンス・リース取引に係るリース債務は、主に設備投資に必要な資金の調達を目的としたものであります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は、与信管理規程に従い、営業債権について、財務部が主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。連結子会社についても、当社の与信管理規程に準じて、同様の管理を行っております。

当期の連結決算日現在における最大信用リスク額は、信用リスクに晒される金融資産の貸借対照表価額により表されています。

② 市場リスクの管理

投資有価証券については、定期的に時価や発行体（取引先企業）の財務状況等を把握しております。

③ 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社は、各部署からの報告に基づき財務部が適時に資金繰計画を作成・更新することなどにより、流動性リスクを管理しております。

④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価額がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成27年3月31日（当期の連結決算日）における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含まれておりません（注2）を参照）。

| | 連結貸借対照表 計上額 (千円) | 時 価 (千円) | 差 額 (千円) |
|-------------|------------------------|-------------|-------------|
| ① 現金及び預金 | 9,534,258 | 9,534,258 | - |
| ② 受取手形及び売掛金 | 8,751,271 | 8,751,271 | - |
| ③ 投資有価証券 | | | |
| その他有価証券 | 1,334,139 | 1,334,139 | - |
| ④ 支払手形及び買掛金 | (8,932,135) | (8,932,135) | - |
| ⑤ 長期借入金 | (9,919,990) | (9,948,094) | (28,104) |
| ⑥ リース債務 | (5,286,272) | (5,297,345) | (11,073) |

※ 負債に計上されているものについては、() で示しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

① 現金及び預金、並びに② 受取手形及び売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

なお、受取手形及び売掛金の帳簿価額は、貸倒引当金を控除しております。

③ 投資有価証券

これらの時価については、取引所の価格によっております。

④ 支払手形及び買掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

⑤ 長期借入金、並びに⑥ リース債務

長期借入金の時価については、元利金の合計額を新規に同様の借入を行った場合に想定される利率で、リース債務の時価については、元利金の合計額を新規に同様のリース取引を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

| 区 分 | 連結貸借対照表計上額 |
|-------|------------|
| 非上場株式 | 28,200千円 |

上記については市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「③投資有価証券 その他有価証券」には含めておりません。

9. 1株当たり情報に関する注記

| | |
|------------|----------|
| 1株当たり純資産額 | 305円 62銭 |
| 1株当たり当期純利益 | 23円 78銭 |

(注)「会計方針の変更」に記載のとおり、退職給付会計基準等を適用し、退職給付会計基準第37項に定める経過的な取扱いに従っております。

この結果、当連結会計年度の1株当たり純資産額が、1円16銭増加しております。

貸借対照表

(平成27年3月31日現在)

(単位：千円)

| 科 目 | 金 額 | 科 目 | 金 額 |
|-----------------|-------------------|----------------|-------------------|
| 資産の部 | | 負債の部 | |
| 流動資産 | 17,202,739 | 流動負債 | 13,582,085 |
| 現金及び預金 | 8,150,519 | 支払手形 | 4,774,831 |
| 受取手形 | 1,666,966 | 買掛金 | 3,419,779 |
| 売掛金 | 6,338,814 | 1年内返済予定の長期借入金 | 3,135,952 |
| 製品 | 269,493 | リース債務 | 755,368 |
| 仕掛品 | 364,048 | 未払金 | 342,254 |
| 原材料及び貯蔵品 | 226,082 | 未払費用 | 190,968 |
| 前払費用 | 79,563 | 未払法人税等 | 223,314 |
| 繰延税金資産 | 139,781 | 前受金 | 3,268 |
| その他 | 46,438 | 預り金 | 19,212 |
| 貸倒引当金 | △78,968 | 賞与引当金 | 234,413 |
| | | その他 | 482,720 |
| 固定資産 | 20,689,449 | 固定負債 | 10,705,268 |
| 有形固定資産 | 16,277,749 | 長期借入金 | 5,693,410 |
| 建物 | 4,658,227 | リース債務 | 4,517,386 |
| 構築物 | 532,789 | 退職給付引当金 | 484,442 |
| 機械及び装置 | 1,293,831 | その他 | 10,030 |
| 車両運搬具 | 25,936 | | |
| 工具、器具及び備品 | 141,928 | | |
| 土地 | 4,833,624 | | |
| リース資産 | 4,791,412 | | |
| 無形固定資産 | 48,628 | 負債合計 | 24,287,353 |
| ソフトウェア | 37,551 | 純資産の部 | |
| その他 | 11,076 | 株主資本 | 13,025,042 |
| 投資その他の資産 | 4,363,071 | 資本金 | 3,335,810 |
| 投資有価証券 | 1,267,911 | 資本剰余金 | 3,329,940 |
| 関係会社株式 | 2,283,175 | 資本準備金 | 3,329,940 |
| 繰延税金資産 | 29,261 | 利益剰余金 | 6,359,320 |
| その他 | 974,695 | 利益準備金 | 21,250 |
| 貸倒引当金 | △191,972 | その他利益剰余金 | 6,338,070 |
| | | 別途積立金 | 200,000 |
| 繰延資産 | 6,396 | 繰越利益剰余金 | 6,138,070 |
| 株式交付費 | 6,396 | 自己株式 | △27 |
| | | 評価・換算差額等 | 566,009 |
| | | その他有価証券評価差額金 | 566,009 |
| | | 新株予約権 | 20,178 |
| | | | |
| | | 純資産合計 | 13,611,231 |
| 資産合計 | 37,898,585 | 負債純資産合計 | 37,898,585 |

損 益 計 算 書

(平成26年4月1日から平成27年3月31日まで)

(単位：千円)

| 科 目 | 金 額 | |
|-----------------|---------|------------|
| 売 上 高 | | 37,591,502 |
| 売 上 原 価 | | 33,239,382 |
| 売 上 総 利 益 | | 4,352,120 |
| 販売費及び一般管理費 | | 2,787,071 |
| 営 業 利 益 | | 1,565,049 |
| 営 業 外 収 益 | | |
| 受取利息及び受取配当金 | 29,441 | |
| 業務受託手数料 | 123,600 | |
| そ の 他 | 7,900 | 160,941 |
| 営 業 外 費 用 | | |
| 支払利息 | 251,680 | |
| そ の 他 | 6,677 | 258,358 |
| 経 常 利 益 | | 1,467,632 |
| 特 別 利 益 | | |
| 投資有価証券売却益 | 13,624 | 13,624 |
| 特 別 損 失 | | |
| 固定資産除却損 | 3,944 | |
| 投資有価証券評価損 | 21,050 | |
| 訴訟和解金 | 44,100 | 69,095 |
| 税 引 前 当 期 純 利 益 | | 1,412,161 |
| 法人税、住民税及び事業税 | 461,951 | |
| 法人税等調整額 | 41,390 | 503,341 |
| 当 期 純 利 益 | | 908,819 |

株主資本等変動計算書

(平成26年4月1日から平成27年3月31日まで)

(単位：千円)

| | 株 主 資 本 | | | | | |
|-------------------------|-----------|-----------|-----------|---------------|-----------|-----------|
| | 資 本 金 | 資 余 本 金 | 利 益 剰 余 金 | | | |
| | | 資 本 金 | 利 益 金 | その他利益剰余金 | | 利 剰 余 金 計 |
| | 準 備 金 | 準 備 金 | 積 立 金 | 繰 越 利 益 剰 余 金 | 剰 余 金 計 | 益 金 計 |
| 当 期 首 残 高 | 3,335,810 | 3,329,940 | 21,250 | 200,000 | 5,707,561 | 5,928,811 |
| 会計方針の変更による累積的影響額 | | | | | 56,617 | 56,617 |
| 会計方針の変更を反映した当期首残高 | 3,335,810 | 3,329,940 | 21,250 | 200,000 | 5,764,179 | 5,985,429 |
| 当 期 変 動 額 | | | | | | |
| 剰 余 金 の 配 当 | | | | | △534,928 | △534,928 |
| 当 期 純 利 益 | | | | | 908,819 | 908,819 |
| 株主資本以外の項目の 当期変動額(純額) | | | | | | |
| 当 期 変 動 額 合 計 | — | — | — | — | 373,891 | 373,891 |
| 当 期 末 残 高 | 3,335,810 | 3,329,940 | 21,250 | 200,000 | 6,138,070 | 6,359,320 |

| | 株 主 資 本 | | 評 価 ・ 換 算 差 額 等 | | 新 株 予 約 権 | 純 資 産 合 計 |
|-------------------------|---------|------------|-------------------------|---------------------|-----------|------------|
| | 自 己 株 式 | 株 主 資 本 計 | そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金 | 評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計 | | |
| 当 期 首 残 高 | △27 | 12,594,533 | 436,145 | 436,145 | — | 13,030,679 |
| 会計方針の変更による累積的影響額 | | 56,617 | | | | 56,617 |
| 会計方針の変更を反映した当期首残高 | △27 | 12,651,151 | 436,145 | 436,145 | — | 13,087,297 |
| 当 期 変 動 額 | | | | | | |
| 剰 余 金 の 配 当 | | △534,928 | | | | △534,928 |
| 当 期 純 利 益 | | 908,819 | | | | 908,819 |
| 株主資本以外の項目の 当期変動額(純額) | | | 129,863 | 129,863 | 20,178 | 150,042 |
| 当 期 変 動 額 合 計 | — | 373,891 | 129,863 | 129,863 | 20,178 | 523,933 |
| 当 期 末 残 高 | △27 | 13,025,042 | 566,009 | 566,009 | 20,178 | 13,611,231 |

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式…移動平均法に基づく原価法

その他有価証券 時価のあるもの…期末日の市場価格等に基づく時価法

(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

時価のないもの…移動平均法に基づく原価法

(2) たな卸資産の評価基準及び評価方法

通常の販売目的で保有するたな卸資産

評価基準は原価法（収益性の低下により簿価切下げの方法）によっております。

製品・仕掛品…個別法

原材料…移動平均法

貯蔵品…最終仕入原価法

2. 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産…定額法
(リース資産を除く) なお、耐用年数及び残存価額については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

また、平成19年3月31日以前に取得したものについては、償却可能限度額まで償却が終了した翌年から5年間で均等償却する方法によっております。

無形固定資産…定額法
(リース資産を除く) なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における見込利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

リース資産…所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとして算定する定額法によっております。

なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年3月31日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

3. 引当金の計上基準

- 貸倒引当金 … 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率による計算額を、貸倒懸念債権等については個別に回収可能性を検討して回収不能見込額を計上しております。
- 賞与引当金 … 従業員賞与の支給に備えて当期の負担する支給見込額を計上しております。
- 退職給付引当金 … 従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。

退職給付引当金及び退職給付費用の処理方法は以下のとおりです。

①退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当期までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

②数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異については、各期の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(5年)による定額法により按分した額をそれぞれ発生翌期から費用処理しております。

未認識数理計算上の差異の貸借対照表における取扱いが連結貸借対照表と異なります。

4. その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

①繰延資産の処理方法

株式交付費

定額法を採用しております。

償却年数 3年

②消費税等の会計処理

税抜方式によっております。

2. 会計方針の変更

「退職給付に関する会計基準」(企業会計基準第26号 平成24年5月17日。以下「退職給付会計基準」という。)及び「退職給付に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第25号 平成27年3月26日。以下「退職給付適用指針」という。)を、退職給付会計基準第35項本文及び退職給付適用指針第67項本文に掲げられた定めについて当事業年度より適用し、退職給付債務及び勤務費用の計算方法を見直し、退職給付見込額の期間帰属方法を期間定額基準から給付算定式基準へ変更、割引率の決定方法を割引率決定の基礎となる債券の期間について従業員の平均残存勤務期間に近似した年数を基礎に決定する方法から退職給付の支払見込期間及び支払見込期間ごとの金額を反映した単一の加重平均割引率を使用する方法へ変更いたしました。

退職給付会計基準等の適用については、退職給付会計基準第37項に定める経過的な取扱いに従っており、当事業年度の期首において、退職給付債務及び勤務費用の計算方法の変更に伴う影響額を繰越利益剰余金に加減しております。

この結果、当事業年度の期首の退職給付引当金が87,970千円減少し、繰越利益剰余金が56,617千円増加しております。また、当事業年度の営業利益、経常利益及び税引前当期純利益への影響は軽微であります。

なお、1株当たり情報に与える影響は当該箇所に記載しております。

3. 表示方法の変更

投資有価証券評価損の表示方法は、従来、損益計算書上、特別損失の「その他」(前事業年度893千円)に含めて表示しておりましたが、重要性が増したため、当事業年度より、投資有価証券評価損(当事業年度21,050千円)として表示しております。

4. 貸借対照表に関する注記

1. 担保に供している資産及び担保に係る債務

(1) 担保に供している資産

| | | | |
|---|---|-------------|----------------|
| 建 | 物 | 2,365,405千円 | (1,951,146千円) |
| 構 | 築 | 412,380千円 | (402,550千円) |
| 機 | 械 | 1,011千円 | (1,011千円) |
| 及 | び | | |
| 装 | 置 | | |
| 土 | 地 | 3,612,633千円 | (3,214,092千円) |
| | 計 | 6,391,431千円 | (5,568,801千円) |

(2) 担保に係る債務

| | | |
|---------------|-------------|----------------|
| 1年内返済予定の長期借入金 | 2,174,724千円 | (1,252,224千円) |
| 長期借入金 | 3,857,927千円 | (2,842,927千円) |
| 計 | 6,032,651千円 | (4,095,151千円) |

上記のうち()内書は工場財団抵当並びに当該債務を示しております。

2. 資産に係る減価償却累計額

| | |
|----------------|--------------|
| 有形固定資産の減価償却累計額 | 14,176,113千円 |
|----------------|--------------|

3. 保証債務及び手形遡及債務等

下記の会社の金融機関からの借入金に対して、次のとおり債務保証を行っております。

| | |
|--------|-----------|
| (株)暁印刷 | 689,100千円 |
|--------|-----------|

4. 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

| | |
|--------|-----------|
| 短期金銭債権 | 646,829千円 |
| 短期金銭債務 | 4,773千円 |

5. 損益計算書に関する注記

1. 関係会社との取引高

| | | | | | | | | | | |
|-----------------|---|---|-------------|----------|---|---|---|---|---|-----------|
| 営業取引による取引高 | | | | | | | | | | |
| 売 | 上 | 高 | 2,672,970千円 | | | | | | | |
| 製 | 造 | 原 | 価 | 66,605千円 | | | | | | |
| 販 | 売 | 費 | 及 | び | 一 | 般 | 管 | 理 | 費 | 60,405千円 |
| 営業取引以外の取引による取引高 | | | | | | | | | | 121,200千円 |

2. 訴訟和解金

訴訟和解金は、ムリムペーパー株式会社及びムリムP&P Co., Ltd.から提起を受け、係争中でありました損害賠償請求訴訟の和解金であります。

6. 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度末における自己株式の種類及び株式数

普 通 株 式

149株

7. 税効果会計に関する注記

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

| | |
|-----------|-----------|
| 退職給付引当金 | 156,668千円 |
| 賞与引当金 | 77,591千円 |
| 貸倒引当金 | 88,215千円 |
| 未払費用 | 16,528千円 |
| 投資有価証券評価損 | 84,698千円 |
| ゴルフ会員権評価損 | 10,930千円 |
| 未払事業税等 | 19,690千円 |
| その他 | 7,439千円 |
| 繰延税金資産小計 | 461,763千円 |
| 評価性引当額 | △97,265千円 |
| 繰延税金資産合計 | 364,498千円 |

繰延税金負債

| | |
|--------------|------------|
| その他有価証券評価差額金 | △195,455千円 |
| 繰延税金負債合計 | △195,455千円 |
| 繰延税金資産純額 | 169,043千円 |

2. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」及び「地方税法等の一部を改正する法律」が平成27年3月31日に公布されたことに伴い、当事業年度の繰延税金資産及び繰延税金負債の計算（ただし、平成27年4月1日以降解消されるものに限る）に使用した法定実効税率は、前事業年度の35.6%から、回収又は支払が見込まれる期間が平成27年4月1日から平成28年3月31日までのものは33.1%、平成28年4月1日以降のものについては32.3%にそれぞれ変更されております。

その結果、繰延税金資産の金額（繰延税金負債を控除した金額）が13,712千円減少し、当事業年度に計上された法人税等調整額が33,656千円、その他有価証券評価差額金が19,944千円それぞれ増加しております。

8. リースにより使用する固定資産に関する注記

貸借対照表に計上した固定資産のほか、事務機器、製造設備等の一部については所有権移転外ファイナンス・リース契約（平成20年3月31日契約まで）により使用しております。

9. 関連当事者との取引に関する注記

子会社及び関連会社等

| 種類 | 会社等の名称 | 議決権等の所有（被所有）割合 | 関連当事者との関係 | 取引の内容 | 取引金額（千円） | 科目 | 期末残高（千円） |
|-----|----------|----------------|-----------|------------|-----------|-------------|----------|
| 子会社 | 株式会社 SIC | 所有直接 100.0% | 当社製品の販売 | 製品の販売 | 2,544,608 | 売掛金 | 579,170 |
| | | | 管理業務の受託 | 業務受託手数料の受取 | 154,800 | 流動資産 その他 | 3,456 |
| 子会社 | 株式会社 晧印刷 | 所有直接 100.0% | 債務の保証 | 債務保証 | 689,100 | — | — |

(注1) 記載金額のうち、取引金額には消費税等は含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

(注2) 取引条件及び取引条件の決定方針等

当社製品の販売については、市場価格を勘案して合理的に決定しております。

業務受託手数料については、協議の上契約により決定しております。

債務保証については、金融機関からの借入に対して保証を行っております。

10. 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額 279円 48銭

1株当たり当期純利益 18円 69銭

(注) 「会計方針の変更」に記載のとおり、退職給付会計基準等を適用し、退職給付会計基準第37項に定める経過的な取扱いに従っております。

この結果、当事業年度の1株当たり純資産額が、1円16銭増加しております。

独立監査人の監査報告書

平成27年5月11日

共立印刷株式会社

取締役会 御 中

三 優 監 査 法 人

代表社員 公認会計士 遠 藤 今朝夫 ㊦
業務執行社員

代表社員 公認会計士 増 田 涼 恵 ㊦
業務執行社員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、共立印刷株式会社の平成26年4月1日から平成27年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、共立印刷株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

独立監査人の監査報告書

平成27年5月11日

共立印刷株式会社

取締役会 御 中

三 優 監 査 法 人

代表社員 公認会計士 遠 藤 今朝夫 ㊟
業務執行社員

代表社員 公認会計士 増 田 涼 恵 ㊟
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、共立印刷株式会社の平成26年4月1日から平成27年3月31日までの第35期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査報告書

当監査役会は、平成26年4月1日から平成27年3月31日までの第35期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）の状況を監視及び検証いたしました。なお、財務報告に係る内部統制については、取締役等及び三優監査法人から当該内部統制の評価及び監査状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社からの事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。
また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人三優監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人三優監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成27年5月12日

共立印刷株式会社 監査役会

| | | |
|-----------|---------|---|
| 常 勤 監 査 役 | 川 尻 建 三 | ㊟ |
| 社 外 監 査 役 | 窪 川 秀 一 | ㊟ |
| 監 査 役 | 木 村 純 | ㊟ |

以 上

株 主 総 会 参 考 書 類

議案及び参考事項

第1号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

- (1) 当社の経営体制に合わせて機動的な取締役会の運営を図るため、第23条（取締役会の招集権者および議長）の一部を変更するものであります。
- (2) 「会社法の一部を改正する法律」（平成26年法律第90号）の施行に伴い、業務執行を行わない取締役および社外監査役でない監査役との間でも責任限定契約を締結することが可能となりましたので、適切な人材の招聘を容易にし、期待される役割を十分に発揮できるようにするため、第29条（取締役の責任免除）および第39条（監査役の責任免除）の一部を変更するものであります。

なお、第29条の変更につきましては、監査役全員の同意を得ております。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

（下線は変更部分を示します。）

| 現行定款 | 変更案 |
|--|---|
| <p>（取締役会の招集権者および議長）</p> <p>第23条 取締役会は、法令に別段の定めある場合を除き、<u>取締役会長</u>がこれを招集し、議長となる。</p> <p>2. <u>取締役会長</u>に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。</p> | <p>（取締役会の招集権者および議長）</p> <p>第23条 取締役会は、法令に別段の定めある場合を除き、<u>取締役会の決議をもってあらかじめ選定した取締役</u>がこれを招集し、議長となる。</p> <p>2. <u>前項にて選定された者</u>に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。</p> |
| <p>第24条～第28条（条文省略）</p> | <p>第24条～第28条（現行どおり）</p> |
| <p>（取締役の責任免除）</p> | <p>（取締役の責任免除）</p> |
| <p>第29条（条文省略）</p> <p>2. 当社は、<u>社外取締役との間で会社法第423条第1項の責任につき、法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u></p> | <p>第29条（現行どおり）</p> <p>2. 当社は<u>取締役（業務執行取締役等である者を除く。）との間で会社法第423条第1項の責任につき、法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u></p> |
| <p>第30条～第38条（条文省略）</p> | <p>第30条～第38条（現行どおり）</p> |

| 現行定款 | 変更案 |
|--|---|
| <p>(監査役の責任免除)</p> <p>第39条 (条文省略)</p> <p>2. 当社は、<u>社外監査役</u>との間で会社法第423条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は法令が規定する額とする。</p> | <p>(監査役の責任免除)</p> <p>第39条 (現行どおり)</p> <p>2. 当社は、<u>監査役</u>との間で会社法第423条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は法令が規定する額とする。</p> |

第2号議案 取締役5名選任の件

取締役全員（4名）は本総会終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、コーポレート・ガバナンスの一層の向上・強化を図るために社外取締役1名を増員し、取締役5名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

| 候補者番号 | 氏名 (生年月日) | 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況 | 所有する当社株式の数 |
|-------|-------------------------------------|---|------------|
| 1 | ノダ カツ ノリ 野田 勝 憲 (昭和19年2月17日生) | 昭和40年4月 当矢商事株式会社入社 昭和52年6月 同社取締役 昭和55年8月 当社設立代表取締役社長 平成23年6月 当社代表取締役会長兼最高経営責任者(CEO) (現任) [重要な兼職の状況] 株式会社共立製本マーケティング取締役 株式会社ウエル代表取締役社長 | 1,482,600株 |
| 2 | クラモチ タカシ 倉 持 孝 (昭和21年2月27日生) | 昭和39年4月 凸版印刷株式会社入社 昭和51年1月 当矢商事株式会社入社 昭和55年8月 当社取締役業務部長 昭和63年4月 当社常務取締役営業本部長 平成16年6月 当社専務取締役営業統括兼業務推進統括兼生産管理本部長兼購買本部長 平成17年10月 当社専務取締役営業統括兼生産管理統括 平成19年6月 当社取締役副社長営業統括兼生産統括 平成21年4月 当社代表取締役副社長営業統括兼生産統括 平成23年6月 当社代表取締役社長兼最高執行責任者(COO) (現任) [重要な兼職の状況] 株式会社SIC取締役会長 株式会社暁印刷取締役会長 株式会社共立製本マーケティング代表取締役社長 | 500,000株 |

| 候補者番号 | 氏名 (生年月日) | 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況 | 所有する当社株式の数 |
|-------|---|---|------------|
| 3 | ナカ イ テツ オ 中 井 哲 雄 (昭和30年2月27日生) | 昭和54年4月 瀧井株式会社入社 平成9年4月 当社入社 平成12年10月 当社制作本部長 平成14年1月 株式会社インフォビジョン入社 平成16年4月 同社執行役員制作本部長 平成17年6月 同社代表取締役社長 平成21年6月 当社取締役 平成22年4月 当社取締役メディア開発準備室長 平成22年11月 当社取締役第2製造本部長 平成24年1月 当社取締役（現任） 〔重要な兼職の状況〕 株式会社SIC代表取締役社長 | 13,000株 |
| 4 | サ トウ ショウ ヤ 佐 藤 尚 哉 (昭和32年8月14日生) | 昭和56年4月 株式会社間組入社 平成13年11月 株式会社オーイズミ入社 平成14年6月 同社取締役管理部長 平成19年2月 当社入社 平成19年4月 当社管理本部長 平成21年4月 当社執行役員管理本部長 平成24年6月 当社取締役管理本部長（現任） 〔重要な兼職の状況〕 株式会社SIC取締役 株式会社暁印刷取締役 株式会社共立製本マーケティング取締役 | 11,200株 |
| 5 | フジ モト ミ チ オ 藤 本 三 千 夫 (昭和26年4月30日生) | 昭和50年4月 伊藤忠紙パルプ販売株式会社（現伊藤忠紙パルプ株式会社）入社 昭和60年9月 米山紙商事株式会社入社 平成8年5月 同社取締役本店長 平成24年4月 株式会社シロキ顧問（現任） | 0株 |

- (注) 1. 各取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 藤本三千夫氏は、新任の社外取締役候補者であります。なお、同氏は東京証券取引所のために基づく独立役員要件を満たしており、同氏が選任された場合には、独立役員として同取引所に届け出る予定であります。
3. 藤本三千夫氏を社外取締役候補者とした理由は、紙専門商社の役員として経営に携わり、その経歴を通じて培った経営の専門家としての経験・見識からの視点に基づき経営を監督していただくとともに、当社の経営全般に助言を頂戴することによりコーポレート・ガバナンス及び経営の強化に寄与していただくためであります。

第3号議案 補欠監査役1名選任の件

法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、予め補欠監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は、次のとおりであります。

| 氏名 (生年月日) | 略歴、地位及び重要な兼職の状況 | 所有する当社株式の数 |
|------------------------|--|------------|
| 北 沢 豪 (昭和30年6月11日生) | 昭和57年4月 弁護士登録（第一東京弁護士会） 平成元年11月 阿部・田中・北沢法律事務所パートナー 平成23年12月 木挽町総合法律事務所パートナー (現在に至る) | 0株 |

- (注) 1. 補欠監査役候補者と当社は、顧問弁護士契約を締結しております。
2. 北沢豪氏は補欠の社外監査役候補者であります。
3. 北沢豪氏を補欠の社外監査役候補者とした理由は、次のとおりであります。北沢豪氏につきましては、監査役に就任された場合に弁護士としての専門的な知識、経験等を活かした確かな助言と監査をしていただけると判断したものであります。なお、同氏は、会社経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により、社外監査役として、その職務を適正に遂行できるものと判断しております。

以 上

株主総会会場のご案内図

会場：東京都新宿区西新宿六丁目6番2号
ヒルトン東京 3階「大和」の間
TEL(03)3344-5111(代)



●交通機関

- ・地下鉄丸ノ内線「西新宿駅」徒歩2分
- ・都営地下鉄大江戸線「都庁前駅」徒歩3分
- ・JR線、私鉄、地下鉄線「新宿駅」(西口)徒歩10分

ホテル専用のシャトルバス(無料)が新宿駅西口
京王デパート前のバス停21番乗り場から循環しております。
(発車時刻：9:00、9:20、9:40)